

SAPPORO ショートフェスト実行委員会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、SAPPOROショートフェスト実行委員会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を北海道札幌市豊平区豊平1条12丁目1番12号に置く。

(目的)

第3条 この会は、上映・制作活動の活性化、映像文化を基盤とした国際交流及び映像教育の普及を図り、ショートフィルムの産業化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、札幌国際短編映画祭の開催及びこれに付随する事業を行う。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 寄附金品
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(財産の管理)

第6条 この会の財産は、委員長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、委員長が別に定める。

(経費の支弁)

第7条 この会の経費は、第5条各号に掲げる財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第8条 この会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、事務局長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経なければならない。これを変更しようとする

るときも同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この会の事業報告及び決算に関する書類は、毎会計年度終了後3か月以内に、事務局長が事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第11条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 委員 8人以上15人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 委員のうち、1人を委員長、1人を副委員長とする。

(選任等)

第12条 委員長及び副委員長は、総会において選任する。

- 2 委員は、互選により、委員長、副委員長を選任する。
- 3 委員、監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第13条 委員長は、この会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 委員は、総会を構成し、この定款に定めるところにより、この会の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 実行委員の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときに、総会の招集を請求し、又は総会を招集すること。

(任期)

第14条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、委員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合において、総会において議決する前に、当該役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 役員は、無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、委員長が別に定める。

第4章 総会

(構 成)

第17条 総会は、委員をもって構成する。

(権 能)

第18条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この会の運営に関する重要事項を議決する。

(開 催)

第19条 総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 委員長が必要と認めたとき。
- (2) 委員現在数の3分の1以上の者から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招 集)

第20条 総会は、第13条第4項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、当該請求の日から14日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、事前に通知しなければならない。

(議長)

第21条 総会の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 総会は、委員現在数の3分の2以上の者の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第23条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 委員の現在員数

(3) 出席した委員の数及びその氏名(書面をもって表決した者及び表決を委任した者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 名誉委員長、顧問及び運営委員会

(名誉委員長)

第26条 委員長は、総会の同意を得て、名誉委員長を委嘱することができる。

2 名誉委員長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧 問)

第27条 委員長は、総会の同意を得て、顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、委員長の諮問に応じて、意見を具申する。

3 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会及び委員)

第28条 委員長は、総会の同意を得て、専門事項を調査し、研究するため運営委員会を置くことができる。

2 運営委員会の委員は、委員長が委嘱する。

3 運営委員会及び運営委員に関し必要な事項は、委員長が定める。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、総会において、委員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解 散)

第30条 この会は、総会において、委員現在数の4分の3以上の議決を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第31条 この会が解散のときに有する残余財産は、総会において、委員現在数の4分の3以上の議決を経て、この会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第32条 この会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、委員長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、委員長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第33条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 委員、監事、事務局長及び事務局の職員の名簿及び履歴書

- (3) 許可、認可等に関する書類
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 雑 則

(委 任)

第34条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、委員長が別に定める。

附 則

この定款の規定は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この定款の規定は、平成18年4月4日から施行する。

附 則

この定款の規定は、平成19年4月10日から施行する。